

事業者向け 事業者支援協力金給付事業

「渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」

■趣旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年 4 月 25 日から令和 2 年 5 月 31 日の期間で、休業、感染拡大防止の対策等（営業時間の短縮等）を行った事業者、または、離島への渡航自粛、村営定期船の運休等により経済的な影響を受けた事業者に対し、協力金を支給致します。

■対象要件

業種：飲食・宿泊・製造業・観光関連サービス・交通・小売業・農林漁業

- ①令和 2 年 4 月 1 日時点で、渡嘉敷村内に事業所があり、営業の実態がある法人、個人事業者。
- ②令和 2 年 4 月 25 日から令和 2 年 5 月 31 日の期間、休業、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策等を行った事業者。（※営業時間の短縮等）
- ③離島への渡航自粛、村営定期船の運休等により経済的な影響を受けた事業者。
- ④村税を納税していること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団員等に該当しないこと。

■支給額

令和 2 年 4 月 25 日から令和 2 年 5 月 31 日の期間、休業、感染拡大防止の対策等を行った事業者、または、離島への渡航自粛、村営定期船の運休等により経済的な影響を受けた事業者。

1 事業者あたり一律 15 万円

■申請期間および申請方法

申請期間 : 令和2年6月1日 から 令和2年10月16日
協力金の支払期間 : 令和2年6月8日 から 令和2年10月30日
申請方法 : 郵送又は持参

・郵送の場合

すべての申請書類を下記の宛先に郵送して下さい。

〒901-3592 沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村役場 観光産業課（感染症拡大防止協力金 受付窓口）宛

・持参の場合

渡嘉敷村役場 観光産業課 Tel 987-2333

渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 受付窓口

受付時間 9:00~11:30、13:00~16:30（土・日、祝日は除く）

■提出書類

- (1) 渡嘉敷村新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金給付申請書(兼請求書) (様式第1号)
- (2) 誓約書
- (3) 営業の実態がわかる書類
(法令等が求める営業に必要な許可書、個人事業の開業届、法人登記簿等の写しなど)
- (4) 休業等の状況がわかる書類
(休業期間・営業時間短縮を告知するホームページ等の画面印刷、店頭への張り紙の写真など) ※休業等を行った事業者
- (5) 確定申告書(令和元年分)の写し
- (6) 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポートなど)
- (7) 振込先口座の写し(通帳の表紙及び表紙うら面の写し※口座番号、氏名が確認できる箇所)

■通知、支給の決定等

本協力金の要件に合致することを申請書等により確認のうえ、支給します。審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、支給に関する通知(交付決定通知書)を、本協

力金を支給しない旨の決定をしたときは、不支給に関する通知（不交付決定通知書）を送付します。

■その他

本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、申請者は本協力金を返還して頂きます。